

令和2年4月14日

鳥取県知事 平井 伸治 様

会派民主

会長 福間 裕隆



新型コロナウイルス感染症対策にかかる第2次緊急提言について

新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大し、ついに県内でも感染が確認された中、平井知事を先頭に、県民の命と健康を守り、県民の生活と県内経済を支えるために、様々な対策を講じ対応しておられることに感謝申し上げます。

当会派では、4月2日に第1次緊急提言を行ったところですが、その後の状況を踏まえ、さらに緊急に取り組む必要があると思われることについて、別紙のとおり提言いたします。知事におかれては、直ちに検討し、実行に移されることを求めます。

(別紙)

- 1、 予算の組替えも含め大幅な補正予算を編成すること。
コロナウイルス感染症対策の経費にかかる財源については、特別交付税で全額補てんするよう国に要望すること。
- 2、 飲食業等について、国の持続化給付金（個人事業主100万円、法人200万円）の給付対象にならない事業主に、県が家賃等を補助すること。また、テイクアウト・デリバリーの導入やPR等に係る支援を行うこと。
持続化給付金については、早期に実施するとともに、創業1年未満の事業主も対象となるよう国に要望すること。
- 3、 政府による外出自粛要請の対象となった繁華街の接客を伴う飲食店等について、休業に協力したことに対する支援金を給付するよう強く国に求めること。
- 4、 雇用調整助成金について、申請窓口が混雑しているので、電子申請が可能となるよう国に要望すること。
- 5、 自分がどのような支援策を受けられるのかわからないままの人が多く、また今後、コロナウイルス被害関連で失業、生活苦、DV、虐待等の複雑に絡み合った相談が増加することも予想されるため、個人や個人事業主が支援を受けるための総合相談窓口（事業継続、雇用、給付、生活支援、教育、保育、介護、納税等）を総合事務所等へ設置し、各専門相談窓口迅速につないでいく仕組みを作ること。
- 6、 今後ウイルス検査の需要が増加すると思われるので、東部地区でもPCR検査ができる体制を整えることについて検討すること。
- 7、 医療崩壊を防ぐため、
 - (1) 感染者の増加に備えて、発熱で診療を受ける方を対象に、病院の駐車場などを利用して、独立した発熱外来の設置を準備すること。
 - (2) 医療従事者のためのウイルス防護服セットを、必要かつ入手できない医療機関に配布すること。感染症対応医療機関以外では、特に透析治療医院や産婦人科等に配布すること。
 - (3) 消毒液が不足し、入手が困難な医療機関に消毒液を配布すること。

- 8、 指定病院以外の病院で感染症専門看護師が少ないところが多い。危機管理体制の編成や、専門看護師による研修の支援を行うこと。
- 9、 感染者、帰国者、緊急事態宣言発令地域からの転入者等に対する差別・偏見等の人権侵害行為が起こらないよう、メディア等を通じて啓発を行うこと。
- 10、 今後の小・中・高校の休業に備えて、直ちにオンライン授業を実施できるよう、全県での準備を急ぐこと。
- 11、 総合学習の授業の中で、今回のコロナウイルス感染症を題材に、その渦中で子どもたちが命や社会を守るためにどのように考え行動しなければならないのかを自ら考えさせること。
- 12、 農家に感染者が出た場合の出荷等の応援体制について準備しておくこと。併せてスイカ等の農産物の価格が下落した場合の価格安定対策を国に要望すること。
- 13、 介護施設、保育所、こども園、放課後児童クラブ、学校等でのマスクや消毒液が不足しているので、確保策を講じること。
- 14、 各種イベント等の開催、休止にかかるガイドラインを作成すること。
- 15、 コロナウイルス感染が拡大した場合のがん検診や各種検診について、保健事業団や医師会等と協議し、今後の方針を確立して情報提供すること。